

新会計基準における EPS と BPS

制度調査部
齋藤 純

BPS の分子から新株予約権・少数株主持分は除外

【要約】

金融庁は、2006年2月24日に財務諸表等規則や開示府令を改正する内閣府令案を公表した。内閣府令案では、EPS(1株当たり当期純利益)の会計基準等の見直しに併せて、有価証券報告書等に記載するEPSやBPS(1株当たり純資産)の内容を修正することとしている。本稿では、新しいEPS・BPSの内容を、新会計基準・適用指針等に基づいて解説する。

はじめに

ASBJ(企業会計基準委員会)は、2006年1月31日に、以下の改正会計基準・適用指針・実務上の取扱いを公表した。

改正企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」
改正企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」
改正実務対応報告第9号「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」

この中では、会社法及び新会計基準の制定に伴う用語の修正や、役員賞与の取扱いに関する規定の削除、BPS(1株当たり純資産)の取扱いの改正、未公開会社のストック・オプションの取扱いなどが盛り込まれている。

これらは新会社法施行日(2006年5月予定)以後終了する中間連結会計期間及び中間会計期間、並びに連結会計年度及び事業年度から適用される。3月決算会社の場合は、2006年9月中間期の中間財務諸表・中間連結財務諸表から適用される。

変更点

1. 会社法・新会計基準への対応

(1)用語の修正

改正会計基準・適用指針では、会社法及び新会計基準の制定に合わせて、図表のような用語の修正を行っている。

図表 主な用語の修正

改正前	改正後
転換予約権付株式	一定の取得請求権付株式
利益処分	剰余金の配当
利益配当請求権	配当請求権
発行価額	払込金額
資本の部	純資産の部



また、2004年10月の商法改正では、払込期日から株主になるよう改められた。会社法でも同様の取扱いがなされている。そこで、払込期日の1日だけ計上される払込額を示す「新株式払込金」、
「自己株式払込金」という科目は不要となったため、改正後の会計基準・適用指針から削除することとしている。

(2) 役員賞与の控除は不要に

「1株当たり当期純利益」の会計基準・適用指針は、「普通株主」(普通株式を有する株主)に帰属する「1株当たり当期純利益」(以下「EPS」という)、「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下「潜在株式調整後EPS」)の計算を目的としている。

旧適用指針では、次の額は、「普通株主に帰属しない金額」として分子の当期純利益の額から控除することとされていた。

優先配当額
 配当優先株式に係る消却(償還)差額
 普通株主以外の株主が当期純利益から当期の配当後の配当に参加できる額(「参加可能額」)
 利益処分による役員賞与(取締役及び監査役に対する賞与)

しかし、企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」(2005.11.29)により、役員賞与の会計処理は発生時の費用処理に一本化され、役員賞与支給の対象となる事業年度の損益計算書の当期純利益は、役員賞与の額を控除した後の金額となる。そこで、改正適用指針では、上記のうち を削除し、EPS及び潜在株式調整後EPSの計算の際に、分子の当期純利益から、役員賞与を控除する規定を削除している。BPSの計算においても同様の改正が行われている。

2. 新株予約権・少数株主持分の純資産からの控除(BPS(1株当たり純資産)に関する変更)

改正適用指針では、BPS(1株当たり純資産)の算定にあたり、次の額を分子の「純資産」から控除することとしている。及び が新たな控除項目として追加された。

新株式申込証拠金
 自己株式申込証拠金
 普通株式よりも配当請求権または残余財産分配請求権が優先的な株式の払込金額(当該優先的な株式に係る資本金及び資本剰余金の合計額)
 当該会計期間に係る剰余金の配当であって普通株主に関連しない金額
 新株予約権
 少数株主持分(連結財務諸表の場合)

、 は株式がまだ発行等されていないため、これに併せて分子の方も除外するという趣旨である。
 、 は普通株式以外の株式に関するものである。これに対して、新株予約権、少数株主持分は、従来の貸借対照表上は純資産には含まれていなかったが、企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(2005.12.9)により、貸借対照表上の純資産に含まれることになった項目である。BPSの計算上は、これらも分子の純資産から除外される。

このように新しい貸借対照表上の「純資産」とBPS算定上の分子の「純資産」との間に従来以上の差が生じることとなったため、改正適用指針では、BPSの算定上の基礎¹を注記することが望まし

¹ BPS算定上の基礎とは、次の項目を指す。

いとしている。議論の過程では、この注記を義務付けることも検討された。しかし、財務諸表作成者側から、会計基準ではなく適用指針によって注記を義務付けることは問題であるとの指摘を受け、注記を義務付けず「望ましい」とするに留めた。

3. 未公開の子会社のストック・オプション(EPS(1株当たり当期純利益)に関する変更)

連結上の潜在株式調整後のEPSを算定する際の潜在株式には、有価証券報告書等の提出会社である親会社の潜在株式は含まれるが、子会社が発行する潜在株式は含まれない。ただし、子会社の潜在株式が権利行使されたと仮定した場合、親会社の持分比率が変動し、連結上の当期純利益が減少することがある。このような場合は、連結上の潜在株式調整後EPSの算定上、当該当期純利益の減少を反映させることになる。

子会社が一定期間の勤務を条件とするストック・オプションを役員等に付与している場合、その行使価格が子会社株式の期中平均株価を下回る場合には、権利行使を仮定し、子会社に対する親会社持分比率が変動(通常は減少)したものとみなす。

従来の実務対応報告では、子会社が未公開企業の場合は、期中平均株価の算定が困難であるため、連結上の潜在株式調整後EPSの算定に当たり考慮する必要はないこととしていた。しかし、改正後の実務対応報告では、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」(2005.12.27)の設定に伴い、子会社が未公開企業でも、ストック・オプションの行使価格が期中平均株価を下回る場合には権利行使を仮定し、連結上の潜在株式調整後EPSの算定にあたって反映させることとしている。

ただし、前期末(付与日の属する事業年度は付与日)と当期末の平均値を期中平均株価とみなす簡便法の適用が認められている。

-
- ・ 貸借対照表上の純資産の部の合計額と1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る期末の純資産額の差額(貸借対照表の純資産の部の合計額から控除する金額)
 - ・ 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数の種類別の内訳